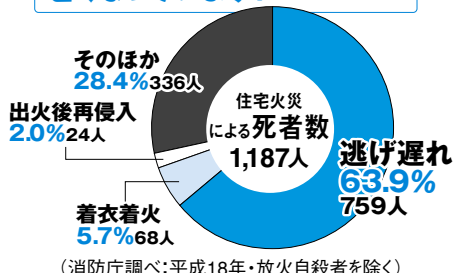


NEWS
01住宅用火災警報器の設置が
6月1日から義務になります

すべての住宅に取り付けなければなりません

「逃げ遅れ」で多くの方が
亡くなっています！

(消防庁調べ:平成18年・放火自殺者を除く)

建物の火災による死者の約90%が住宅火災によるものであり、その多くが「逃げ遅れ」によるものです。

火災の発生をいち早く知らせる住宅用火災警報器の設置が、六月一日(日)からすべての住宅で義務となります。

ここ数年、住宅の火災による死者数は増え続けています。こうした事態を受け、市は条例を改正し、住宅火災の早期発見に有効な警報器の設置を義務化しました。

対象となるのはすべての住宅。就寝室や台所などに住宅用火災警報器を設置しなければなりません。まだ設置していない方は、早めに設置してください。

また、この義務化に伴い、消防職員などをかたり、警報器を高額で売りつけるなど、悪質な訪問販売の発生が予想されます。十分ご注意ください。

【詳細】予防課 ☎(215) 2040

6/1(日)から設置義務化

住宅用火災警報器とは

火災により発生する煙や熱を感じ、音や音声で火災を知らせます。電池で10年間使用できるものが主流です。



住宅用火災警報器

Q&A

価格はいくらくらい?

およそ4,000円~8,000円程度です。

どこで買えるの?

ホームセンターや電器店などで購入できます。購入先は市コールセンター☎222-4894でお知らせしています。

どうやって取り付けるの?

電池タイプの場合、ねじで簡単に取り付けられます。設置に資格は必要ありませんので、ご自分で取り付けることができます。※配線工事には資格が必要です。

設置した場合、届け出は必要?

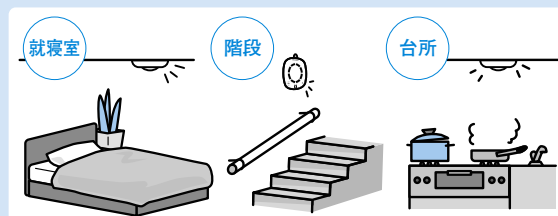
届け出は必要ありません。

マンションに住んでいますが、設置は必要ですか?

自動火災報知設備などがある場合は、住宅用火災警報器の設置は不要です。マンションの管理人、管理組合などへご確認ください。

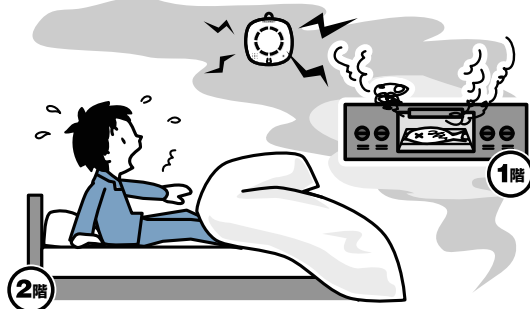
設置場所は就寝室・階段・台所

天井か壁に取り付けます。階段については、就寝室の位置や建物の階数により、設置の仕方が異なります。原則、煙感知式のものを取り付けてください(台所は熱感知式も可)。



市内で起こった火災を防いだ例

80代の女性が、こんろのグリルで魚を焼いたまま外出。数分後、グリル内から出火し、その煙を住宅用火災警報器が感知し、警報音を発しました。この音で、2階で寝ていた孫が目覚まし、煙が充満しているところを発見。素早く119番通報・避難し、火災に至らずに済みました。



消防職員や消防団員が火災警報器を販売することはありません。不審に思ったら消費者センター☎728-2121へご連絡!

詳しい情報は www.city.sapporo.jp/shobo/BOUSAI/JUUKEIKI/newhp/kasaikeihouki.html をご覧ください